

(訟ろー08)

平成29年7月28日

家庭裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局家庭局第一課長 澤 村 智 子

最高裁判所事務総局総務局参事官 福 家 康 史

最高裁判所事務総局経理局総務課長 一 場 康 宏

裁判所職員による少年の護送時における逃走事故の発生防止  
のための取組及び逃走事故が発生した際の留意点について  
(事務連絡)

各庁において、平成29年7月25日付け刑事局第二課長、家庭局第一課長、総務局参事官、経理局総務課長事務連絡「法廷及び少年審判廷における逃走事故の発生防止のための取組及び逃走事故が発生した際の留意点について」（以下「刑事局第二課長等事務連絡」という。）を参考として、少年審判廷における逃走事故の発生防止策や逃走事故が発生した際の対応策などについて、検討や取組をしていただいているが、この度、刑事局第二課長等事務連絡で別途お知らせする予定であるとしておりました「職員による少年鑑別所までの護送時における逃走防止等の取組に当たっての視点」について、別紙のとおり整理しました。

については、裁判官を含む関係職員に本事務連絡を周知するとともに、刑事局第二課長等事務連絡の内容や、平成28年3月23日付け経理局総務課長、刑事局第二課長、家庭局第一課長事務連絡「裁判所庁舎における逃走等防止策について」記載の [REDACTED] における確認の視点や改善例・工夫例も併せ参考にして、組織全体として逃走事故の発生を防止するとともに、仮に、逃走事故が発生した場合に適切に対応できるよう、各庁において更なる検討や取組を進めてください。

(別紙)

## 裁判所職員による少年の護送時における逃走事故の発生防止のための取組及び逃走事故が発生した際の留意点について

## 1 はじめに

## 観護措置決定後における少年鑑別所への少年の護送に関する各庁の運用

は、序により異なる

ため、護送時における逃走事故の発生防止及び逃走事故発生時の対応についても、各庁の実情を踏まえ、各庁ごとに検討する必要がある。

以下の2は、観護措置決定の執行指揮を受けた裁判所職員（以下「護送担当者」という。）の義務及び逃走事故発生時の対応についての基本的な考え方を、3及び4は、少年事件の特殊性（審判非公開の原則の趣旨、護送担当者による護送等）を踏まえ、護送時における逃走事故の発生防止及び逃走事故発生時の対応に関して留意すべき点や有益と思われる対応策の一例をそれぞれ示したものであるが、刑事局第二課長等事務連絡に記載している留意点と併せて、各府における検討の参考とされたい。

## 2 対応についての基本的な考え方について

護送担当者は、観護措置決定の執行をする者である（少年法26条1項）から、的確に決定の内容を実現する義務を負っており、したがって、少年の情操保護を図りつつも、逃走事故の発生防止に心掛けながら、安全、的確に少年鑑別所まで護送しなければならない。

そのためには、護送担当者及び関係する裁判所職員（以下「職員」という。）は、逃走等の事故を未然に防止するための措置を講じる必要があり、また、逃走等の事故が発生した場合には、

なお、

その点に留意する必要がある。

逃走事故発生時の対応としては、護送中の場面に限らず、少年の身柄受理後、観護措置決定告知前の段階における逃走の場面についても、未然の防止策等を検討しておくとともに、

### 3 少年の護送時における逃走事故の発生防止策について

#### 【基本スタンス】

##### 〈日頃からの準備〉

- 

日頃から、少年

の情操保護を図りつつ、逃走事故の発生を防止するための取組を行う。

##### 〈観護措置決定前の準備〉

- 

##### 〈観護措置決定後・護送中の対応〉

- 少年のプライバシーに配慮しながら適切に護送するための護送方法を実践するとともに、  
適切な対応を行う。

##### 〈日頃からの準備〉

- ・ 少年は、いつ、逃走、自傷又は他害行為に及ぶか分からないといった緊張感を持ち、逃走等に対する意識を高める必要がある。

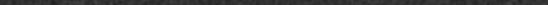
#### ④ 逃

走事故が発生しやすい場面を意識した逃走防止訓練及び⑤逃走事故発生時の対応訓練を実施することが有益と考えられる。

### 〈観護措置決定前の準備〉

- This image is a black and white scan of a document page that has been severely distorted. The background is a dark, textured gray. There are several horizontal white bars of varying lengths and irregular shapes scattered across the page. These bars appear to be fragments of text or lines that have been stretched or compressed. On the far left, there is a vertical strip of white space, possibly representing a binding or a margin. The overall effect is that of a corrupted or heavily processed digital document.

#### 〈観護措置決定後・護送中の対応〉

-  

#### 4 少年の護送時における逃走事故が発生した際の対応について

##### 【基本スタンス】

###### 〈日頃からの準備〉

- 護送担当者、連絡を受けた職員等の役割及び行動指針についての認識共有を図る。

###### 〈逃走事故発生時の対応〉

- 護送中に逃走しても（加重）逃走罪（刑法97条、98条）が成立しない

○

①

②

③

〈日頃からの準備〉

〈逃走事故発生時の対応〉

・ 護送担当者の役割

① 少年の情操等への配慮

逃走した少年の身柄を速やかに確保する必要がある一方で、少年のプライバシー保護に配慮する必要がある。

<sup>3</sup> 4ページの基本スタンスのとおり、逃走罪が成立しない

②

③

①

少年のプライバシーに配慮する。

4

5

6

7

②

